

### 3 男女共同参画キーワード45

ここでは、市町村男女共同参画計画の策定に関わるあらゆる方々が、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、男女共同参画計画を策定する際にお役にたつと思われる語句を、男女共同参画キーワードとして紹介します。

#### ○ アンペイドワーク(Unpaid work)

家事、育児、介護、看護等の無償労働のことをいいます。こうした無償労働については、女性がその大部分を担っているのが現状ですが、男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が有償労働と無償労働をバランスよく担えるようにしていくことが重要です。

#### ○ 育児・介護休業法

育児・介護休業法（正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。）は、労働者が申出を行うことによって育児休業（1歳に満たない子を養育するためにする休業）・介護休業（要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業）を取得することを権利として認めている法律です。平成13年1月に、育児休業給付と介護休業給付は、休業開始時賃金月額額の25%相当額支給から40%相当額支給に引き上げられました。

#### ○ W I D（開発と女性）(Women in Development)

開発・援助における女性の役割・地位の重要性を認識し、配慮していこうという基本的な考え方をいいます。この考え方は1960年代から70年代にかけて認識されるようになりました。世界人口の約半数は女性であり、女性が開発の重要な担い手として開発へ積極的に参加する機会を得るようにすることは、援助の効果的・効率的実施にとって欠かすことのできない重要な視点であり、結果として女性の地位の向上につながっていくという面があります。また、最近では、女性だけに視点を当てるのではなく、女性と男性の不平等な関係や女性を不利な立場にしている社会的構造そのものを変えながら持続可能な開発を進めるといふ、いわゆるG A D（Gender and Development）の視点に立って国際協力を実施することが必要であるとされています。

#### ○ えがりて

男女共同参画推進本部は、男女共同参画社会の実現に向けての国、地方公共団体等の取組を広く社会一般に広報し、意識啓発を図るため、各省庁、地方自治体、民間女性団体等に、昭和53年から

男女共同参画推進本部ニュース「えがりて」を発行しています。「えがりて」とはフランス語で平等という意味です。「えがりて」は隔月発行（奇数月の原則15日発行）で、内容は、男女共同参画推進本部及び地方公共団体の活動状況、国際的な動向、民間女性団体等の活動状況等を中心にニュース性を持たせ、カラー写真等を用いて見やすいものとしています。

#### ○ NGO (Non Governmental Organization)

NGOについて国際的に統一した定義はありませんが、一般的には非政府組織あるいは民間非営利団体のことをいいます。その活動範囲は幅広く、多くの場合、例えば、平和、環境保護、開発支援、人権問題、女性問題等国際的に課題となっている分野で活動するものを指して呼ばれます。国連には、NGOが経済社会理事会（ECOSOC）の協議過程に参加できるNGO協議資格制度があります。この制度に基づき婦人の地位委員会等にオブザーバーとして出席し、意見を述べる資格を有するNGOのことを、「国連NGO」と呼ぶ場合があります。

#### ○ M字カーブ

我が国の女性の年齢階級別の労働力率（労働力人口／15歳以上の人口）は、出産・育児期に低下し、40歳代で再び高くなるM字カーブを描いています。就業を希望する人と労働力人口を加えて算出した潜在的労働力率を見ると、M字のくぼみはほとんどなくなり、欧米の形状に近づきます。このことから、結婚、出産、子育て期においても就業希望はあるものの、実際就業できない女性が多いことがわかります。

#### ○ 介護保険制度

老後の最大の不安要因である介護問題にこたえるため、高齢者が介護を要する状態になっても自立した生活を送ることができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が創設され、平成12年度にスタートしました。被保険者は40歳以上の人で、これらの人が要介護状態又は要介護状態となるおそれのある状態になった場合（40歳～64歳の方は老化に起因する疾病が原因の場合）、在宅・施設の両面にわたって必要な介護サービスが提供されます。

#### ○ 家族経営協定

家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人一人の役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合っただけで農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるものです（平成12年の締

結数は17,136戸)。

家族経営協定を締結することにより、家族の間に新しい信頼関係が生まれ、経営におけるそれぞれの役割分担や位置付けが明確になります。

#### ○ 合計特殊出生率

15歳から49歳まで(再生産年齢)の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が再生産年齢を経過する間に、その年の年齢別特殊出生率に基づいて子どもを生んだと仮定した場合の平均出生児数です。合計特殊出生率は、昭和40年代はほぼ2.1台で推移していましたが、50年に2.00を下回ってから低下を続け、平成11年は前年の1.38を更に下回り、史上最低の1.34になりました。平成12年にはわずかながら上昇していますが、1.35にとどまっています。

#### ○ ゴールドプラン21

平成12年度から16年度までの5か年の高齢者保健福祉施策の方向を示したものであり、平成11年12月に大蔵・厚生・自治の3大臣によって合意されました。この計画では、①活力ある高齢者像の構築、②高齢者の尊厳の確保と自立支援、③支え合う地域社会の形成、④利用者から信頼される介護サービスの確立を基本的な目標として掲げ、介護サービス基盤の質・量両面にわたる整備を進めるとともに、高齢者ができる限り寝たきりにならず、自立した生活を送ることができるよう支援しています。

#### ○ 食料・農業・農村基本法(第26条 女性の参画の促進)

女性は農業就業人口の約6割を占め、農業生産や地域における活動に大きな役割を果たしていますが、農業経営や農村振興上の女性の重要性は必ずしも評価されているとはいえません。平成11年7月に制定された食料・農業・農村基本法第26条において「女性の参画の促進」が明記され、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画していくことができるよう環境の整備を進めるという基本方向が示されました。これによって農業・農村における女性の支援方向が明確に定まったといえます。具体的な支援策としては、法人化、家族経営協定の普及・推進、農業委員、農協役員への女性の登用等社会参画の促進、女性による農業関連起業活動などの経営参画の促進等が挙げられます。

#### ○ シェルター(Shelter)

暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所のことです。女性に対し、居住場所や食事など

を提供し、様々な相談に応じるなど、女性に対する支援を行っています。一般的にシェルターとは、民間団体が運営するものを指すことが多いようです。NPO法人や社会福祉法人などの法人格を持つものもありますが、多くは、民間のグループ等が運営する法人格を持たない団体です。

#### ○ ジェンダー (Gender)

社会的・文化的に形成された性別を「ジェンダー」と表現します。生物学的な性別であるセックス (Sex) とは区別して使われます。

#### ○ ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM=Gender Empowerment Measure)

女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る指標で、UNDP (国連開発計画) の「人間開発報告書」に記載されています。

具体的には、女性の所得、専門職・技術職に占める女性の割合、行政職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合を用いて算出しています。2001年の「人間開発報告書」によれば、日本は測定可能な64か国中31位となっています。平均寿命、教育水準、1人あたりの国民所得を用いて、基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測る指標である「人間開発指数 (HDI = Human Development Index)」が162か国中9位であるのに比べると、大きく落ち込んでいます。

#### ○ 仕事と子育ての両立支援策

女性と男性が共に社会に貢献し、社会を活性化するために仕事と子育ては不可欠の条件です。そのため、男女共同参画会議は、平成13年6月に、「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」を決定しました。これに基づいて行われた閣議決定を踏まえて、政府では、明確な目標と実現時期を定め、保育所の待機児童ゼロ作戦や、必要な地域すべてにおける放課後児童の受入体制の整備などを推進していくこととしています。

#### ○ 生涯学習社会

人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会のことを生涯学習社会といいます。生涯学習社会の構築は、女性も男性も各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するために、極めて重要な意味を持ちます。

#### ○ 女性教育

社会教育のうち主として成人女性を対象として、その資質や能力の向上を図るとともに、男女平

等意識の涵養を図る教育活動を指し、男女共同参画社会の形成を目指すものです。特に、独立行政法人国立女性教育会館（旧 国立婦人教育会館）は、女性教育のナショナルセンターとして、男女共同参画社会の形成を目指して、国内外の女性関連施設・機関等と連携しつつ、女性教育指導者や女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査研究及び女性、家族に関する情報収集・提供を始め、男女ともを対象とする様々な事業に取り組んでいます。

#### ○ 女性2000年会議

女性2000年会議は、2000年6月に国連特別総会としてニューヨークで開催されました。会議には、約180か国から約2,300名の政府代表団及び参加資格を有する約1,000団体から約2,000名のNGOが参加しました。この会議では、第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領の実施状況の検討・評価が行われるとともに、更なる行動とイニシアティブの検討が行われ、その結果が「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる成果文書）として取りまとめられました。

#### ○ 女性に対する暴力撤廃国際日

1999年（平成11年）12月17日、第54回国連総会は、11月25日を「女性に対する暴力撤廃国際日」と定め、各国政府、国際機関及びNGOに対し、女性に対する暴力の問題に関する一般の認識を向上させるための活動をこの日に行うよう呼びかけています。11月25日というのは、1961年、ドミニカの支配者、ラファエル・トルヒジョの命令により、ドミニカ共和国の政治活動家であったミラバル3姉妹が惨殺された日にちなんで設定されています。

#### ○ 女性に対する暴力をなくす運動

昭和50年度から平成11年度まで実施されてきた「社会の風紀環境を浄化する運動」の内容を見直し、平成12年度から名称を「女性に対する暴力をなくす運動」に変更して実施しています。いくつかの関係省庁の主唱で実施されてきましたが、平成13年6月5日の男女共同参画推進本部において、この運動の実施についての決定がなされ、政府を挙げた取組に格上げされています。運動は、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力を幅広く対象とし、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、この問題に関する取組を一層強化することとしています。

## ○ 新エンゼルプラン

少子化の進行や女性の社会進出等に対応するため、平成11年12月19日に、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の関係6大臣の合意により、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」が策定されました。これを「新エンゼルプラン」といいます。保育サービス等子育て支援サービスの充実、仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正などを内容とし、数値目標も掲げています。

## ○ ストーカー規制法

平成12年5月、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が成立し、同年11月24日に施行されました。この法律では、「ストーカー行為」の前段階の行為である「つきまとい行為等」について、警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令により規制を行うとともに、「ストーカー行為」や「禁止命令違反」について、罰則により処罰を行うこととなっています。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置等の教示等の援助を行うことも規定されています。

## ○ 性別役割分担意識

男性・女性で異なる役割が与えられ、その役割の遂行を期待する意識のことをいいます。「男は仕事、女は家庭」という考え方について、同感するか否かについての内閣府の調査によれば、「同感しない」と答えた人の割合が、昭和62年(26.9%)と平成7年(48.0%)を比べると増加していますが、7年と12年(48.3%)ではあまり変化がみられません。性別役割分担の意識は、長期的には解消される方向にあるものの、依然として根強く残っている状況にあります。

## ○ セクシュアル・ハラスメント(Sexual harassment)

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用の場においては、「職場(労働者が業務を遂行する場所)において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされています。

## ○ SOHO(Small office home office)

企業に属さない個人起業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自

宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態をいいます。就業形態の多様化のなかで、労働者がその価値観、ライフスタイル等に応じ、多様でかつ柔軟な働き方を選択できることが必要です。特に、育児期等にある人が、職業生活を完全に中断することなく、家族的責任との両立を図りながら職業生活を継続することのできる就業形態として、SOHOの普及促進が期待されています。

#### ○ 男女共同参画会議

平成13年1月6日に発足した、内閣府に置かれている重要政策に関する会議の1つです。男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議を行うほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等を行うことを所掌事務としています。内閣官房長官を議長とし、そのほか、各省大臣など12名、学識経験者12名が構成員となっています。

#### ○ 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日に公布・施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という5つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしています。その上で、男女共同参画基本計画等の策定、地方公共団体及び民間団体に対する支援など、施策の基本となる事項について規定しています。

#### ○ 男女共同参画週間

男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に関する国民の理解を深め、国民各層・各界において、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われるよう気運の醸成を図るため、男女共同参画推進本部では、平成13年度から、「男女共同参画週間」を実施しています。男女共同参画社会基本法の公布・施行日（平成11年6月23日）を踏まえて6月23日から29日までの1週間とし、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下、各種行事及び広報啓発活動を全国的に行っています。

#### ○ 男女共同参画白書

男女共同参画社会基本法第12条において、政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の促

進に関する施策についての報告を提出しなければならないとされています。これに基づいて政府が作成した年次報告は、「男女共同参画白書」という名称で公表・市販されています。多くの方々が男女共同参画に関する現状と関連施策の状況について理解し、男女共同参画社会について考える一助になることが期待されます。

#### ○ 男女共同参画推進本部

平成6年7月12日閣議決定「男女共同参画推進本部の設置について」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的として、内閣に置かれています。本部は全閣僚を構成員とし、本部長には内閣総理大臣、副本部長には内閣官房長官が充てられています。

#### ○ 男女共同参画宣言都市

男女共同参画宣言都市とは、地域を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む決意を表明し、男女共同参画推進のための各種施策を重点的に展開している自治体（政令指定都市を除く市町村）のことを指します。

内閣府では、これらの都市が男女共同参画宣言都市となることを奨励することによって、男女共同参画社会の実現に向けての気運を広く醸成することを目的とした「男女共同参画宣言都市奨励事業」や宣言都市の首長が一堂に会し、意見交換等を行う「全国男女共同参画宣言都市サミット」を開催しています。

#### ○ 男女共同参画に関する条例

男女共同参画社会基本法の制定を受けて、地方公共団体でも男女共同参画社会の実現に向けて施策の基本となる条例を制定しています。このような条例の名称は、「男女共同参画推進条例」、「男女共同参画基本条例」、「男女平等参画推進条例」等、地方公共団体によって様々です。また、内容についても、苦情処理のための機関の設置、県の附属機関の委員構成を男女均衡にするよう努めることを盛り込むなど、地域ごとの特色や工夫がみられます。

#### ○ 男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法（正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。）は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的と



する法律です。平成11年4月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止されました。また、企業名公表制度の創設や調停の一方申請を認めるなど、法の実効性を確保するための措置が強化されました。

#### ○ ドメスティック・バイオレンス(Domestic violence)

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には、「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。家庭内の出来事で被害が潜在することが多く、公的機関の対応も十分ではなかったことから、この問題に対する取組が急がれています。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあり、どのような意味で使われているかについて、注意が必要となります。男女共同参画基本計画においては、「夫・パートナーからの暴力」として記述されています。

#### ○ 農山漁村女性の日

女性の社会参画を促進し、21世紀の農林水産業・農山漁村の発展に向け、農山漁村女性の役割を正しく認識し、適正な評価への気運を高め、女性の能力発揮を促進することを目的とし、農林水産省では昭和62年度に、毎年3月10日を「農山漁村婦人の日」として設置しました。3月10日には、農山漁村女性の3つの力（知恵・技・経験）をトータル（10）に発揮して欲しいという願いが込められています。この日を中心に各都道府県では記念行事を開催していますが、農林漁業関係8団体の主催により毎年全国記念行事も開催されています。なお、平成12年に「農山漁村女性の日」と名称を変更しました。

#### ○ 農山漁村男女共同参画推進指針

農林水産省では、男女共同参画社会基本法や食料・農業・農村基本法（第26条）を踏まえ、農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた取組方針である農山漁村男女共同参画推進指針を平成11年11月に策定し、各局長・長官連名で各都道府県知事等あて通知しました。

この指針では、①女性の社会参画の促進、②女性の経営参画の促進、③女性の労働過重の軽減等の基本的方針を掲げるとともに、④原則として農林水産省が助成措置を講じるすべての事業において、女性の参画目標の達成に向けた取組等農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた取組を事業採択又は事業実施に当たっての留意事項、若しくは採択基準とすることとしており、これらを踏まえた取組が行われています。

## ○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立しました（同年10月13日に施行）。この法律は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、都道府県が、自らが設置する婦人相談所その他の適切な施設において、被害者の相談を受けたり一時保護を行うなど「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令について規定しています。法律は、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省の共管となっています。

## ○ バリアフリー(Barrier free)

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建物内の段差の解消など、物理的障壁の除去という意味合いが強かったのですが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

## ○ ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業のことをいいます。ファミリー・フレンドリー企業は、企業にとって、労働者のモラルの向上、人材の確保、欠勤の減少等のメリットがあり、労働者にとっても、家族とのコミュニケーションの増大、仕事の満足度の向上、ストレスの減少等のメリットがあります。

## ○ ファミリー・サポート・センター事業

急な残業の際などの変動的、変則的な保育・介護ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター（地域において育児・介護の相互援助活動を行う会員組織）を設置し、会員による相互援助活動を支援する市町村に対し、厚生労働省が必要な経費の援助を行うものです。

## ○ ポジティブ・アクション (Positive action)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。男女共同参画社会基本法第2条では「積極的改善措置」として規定されています。我が国では審議会等委員の登用や公務員の採用・登用等でこうした措置が進められています。アファーマティブ・アクション (Affirmative action) と呼ばれること

もあります。

## ○ 母性健康管理

男女雇用機会均等法では、母性健康管理について「事業主は妊娠中または出産後の女性労働者が健康診査等を受けるための時間を確保し、その女性労働者が医師等の指導事項を守ることができるように勤務時間の変更などの措置を実施しなければならない」とされています。また、労働基準法では、産前産後休業、妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限等女性労働者の妊娠、出産等に関する基準が定められています。

## ○ メディア・リテラシー (Media literacy)

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいいます。一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも少なくない現状にあります。メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目にさらされることが不可欠であることから、国民のメディア・リテラシーの向上を図ることが必要です。

## ○ リカレント教育

職業上必要な知識・技術を習得するための高度な教育のほか、人間性を豊かにすることをねらいとして行われる教育を含めた、社会人の多様な学習ニーズに対応して提供される様々な教育を指します。リカレント教育は、大学等における社会人特別選抜の実施、夜間大学院の設置、公開講座の実施など様々な手段を通して行われています。

## ○ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (Reproductive health/rights)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の1つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

男女共同参画基本計画は、内閣府のホームページ (<http://www.cao.go.jp>) で御覧  
いただけます。

内閣府男女共同参画局推進課 住 所 東京都千代田区永田町1-6-1(〒100-8914)  
電 話 03-5253-2111 (代表)